

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	知的障害者共同生活援助等事業運営費補助金	No.	12
予算事業名	介護給付費支給事業		
予算科目	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 07自立支援事業費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01知的障害者共同生活援助等事業運営費補助金	
部課名	健康福祉部障害福祉課	電話番号	049-251-2711
		内線	336

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市共同生活援助等事業補助金交付要綱	
	その他	埼玉県共同生活援助等事業費補助金交付要綱	
開始年度	平成 21 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	

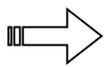
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たのか。)	障害者が住み慣れた地域で生活をしていくためには、社会資源であるグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備促進が重要であるので、生活ホーム事業者がグループホーム・ケアホーム事業者に移行しやすい環境を整備することにより、障害者福祉の増進を図る。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	障害者自立支援法（平成18年～）の目的の一つである「施設を退所し地域生活を支えるグループホーム・ケアホームの整備促進」を進めるため、県が生活ホームから前述のホームへの移行により生じた運営費の差額補助等を実施することを決めたことを契機とする。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	次の要件を満たす事業者 ・ 障害者自立支援法に基づく定員9人以下のケアホーム及びグループホームを行う事業者 ・ 常勤の世話人が利用者数の数を6で除して得た数以上配置している事業者
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	県補助要綱に該当する事業所であること。 ・ 入院時支援加算 13日目から1日につき1,260円 ・ 運営費補助 1日につき2,400円と生活ホーム単価2,520円との差額 毎月の交付申請書に添付する実績報告を確認する。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 264 千円
	平均交付額を基に積算 11,000円×2人×12月（1事業所分）

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市 割合 市 1/2 国 1/2 県 1/2 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	1件	2件	
交付(見込)件数の増減要因		初年度	対象者が一人であったが、他事業所よりケアホームに移行する連絡があり、予算化した。	
決算(予算)額(A)	—	245,250	264,000	
財源内訳	国庫支出金	—	0	0
	県支出金	—	122,000	132,000
	その他	—	0	0
	一般財源	—	123,250	132,000
概算人件費(B)	—	11,474	22,947	
概算補助事業費(A+B)	—	256,724	286,947	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	障害福祉サービスの請求内容と確認をしている。 ※提出時期は交付申請時としている。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	21年度から制度化したものであること、また他市と比較しても補助の内容に特別の差がないため、見直しは行っていない。

廃止した場合の問題点 <small>(廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)</small>	グループホーム・ケアホームへの移行が遅れることとなり、障害者が住み慣れた地域で暮らしにくい環境をつくってしまう。 なお、グループホーム・ケアホームの報酬単価が現行の生活ホームより低額であるということが移行を遅らせている要因の1つであるので、移行を促進する観点から支援は必要である。
--	---

評 価			
評価項目		判断理由	評 価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	現在の障害者福祉行政において重要とされていることは、障害者がいかに住み慣れた地域で暮らし続けていけるかということである。 国の報酬単価が低額である等の理由によりグループホーム等の整備が遅れているということを踏まえると、地域生活の基盤となるグループホーム等の整備・運営に対する支援は積極的に行っていく必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	障害者へのアンケート結果から、「地域で暮らしたい」と、「グループホーム等で同じ障害を持つ人と暮らしたい」とするニーズが高いということが確認できている。 なお、このニーズは、国の障害者施策の方向性とも一致することため、優先度は高いと考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	制度は始まったばかりではあるが、初年度に比べ2年目の対象者が増えている点を考えると、成果は出ていると考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	導入目的のグループホーム・ケアホームの報酬単価が現行の生活ホームより低額な状況は改善されていないため、補助制度を継続し移行をすすめる事業者の支援を行う必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
<div style="height: 100px;"></div>			